

岩手県告示第630号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第34条の規定により、次のとおり収用又は使用の手続の開始をする旨起業者岩手県から申立てがあった。

令和3年8月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 事業の種類 二級河川小本川水系小本川改修工事（市街地工区及び門上流工区）及びこれに伴う町道付替工事
- 2 収用の手続を開始する起業地 岩手県下閉伊郡岩泉町岩泉字向町地内
- 3 使用の手続を開始する起業地 なし
- 4 収用又は使用の手続が開始される土地を表示する図面の縦覧場所 岩泉町役場